

香川県立学校における過重労働に伴う産業医による面接指導等実施要領

1 趣旨

香川県立学校に勤務する教職員の過重労働による健康障害防止のため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)及び労働関係法令に係る厚生労働省労働基準局長通知に基づき、健康管理対策を講じる。

2 産業医による教職員への面接指導

(1) 面接指導を実施する医師

面接指導は、当該教職員が勤務する県立学校における産業医が実施する。

(2) 面接指導対象者等

- ① 次のいずれかに該当する教職員で、面接指導を受けることの申出をした者に対して面接指導を実施する。
 - ア 月80時間を超える時間外勤務をした教職員
 - イ 月45時間を超える時間外勤務をし、校長が疲労の蓄積を認めた教職員又は健康上の不安を有している教職員
- ② 校長は、時間外勤務をした時間については、パソコンの使用時間の記録による客観的な記録を基本情報とし、学校事務職員及び技能職員については超過勤務等実績簿、これら以外の教職員については時間外勤務記録票の記録と突合し、確認する。
- ③ 校長は、月80時間を超える時間外勤務をした教職員に対し、速やかに当該超えた時間に関する情報を伝え、面談を必ず実施するとともに、月45時間を超える時間外勤務をした教職員の勤務状況及び疲労の蓄積や心身の状況から面接指導が必要と認める教職員に対して面談を実施し、面接指導を受けることの申出を行うよう勧奨する。
- ④ 校長は、月80時間を超える時間外勤務をした教職員の氏名及び当該教職員に係る超えた時間に関する情報並びに月80時間を超える時間外勤務をした教職員がいない場合は、該当者がいないという情報等、教職員の業務に関する情報であって、産業医が教職員の健康管理等を適切に行うために必要と認める情報を速やかに産業医に提供しなければならない。
- ⑤ 校長は、面接指導を受けることの申出をした教職員に対して、産業医による面接指導を受けさせなければならない。

(3) 実施手順

- ① 面接指導を受けることを希望する教職員は、「疲労蓄積度申告書兼面接指導申出書」(様式1)により、校長に面接指導を受けることの申出を行う。
- ② 校長は、面接指導を受けることの申出をした教職員があった場合は、「面接指導依頼書」(様式2)に、当該教職員の職員健康診断票の写しを添付して産業医に提出する。
- ③ 校長は、面接指導の日程等を調整し、教職員に通知する。
- ④ 教職員は、「面接指導実施記録票」(様式3)に必要事項を記載し、産業医による面接指導を受ける時に提出する。
- ⑤ 産業医は、提供を受けた情報に基づき、面接指導を行う。
- ⑥ 産業医は、面接指導の内容を様式3に記録し、校長に送付する。
- ⑦ 校長は、産業医の面接指導内容を踏まえて、教職員の健康管理についての改善内容及び具体的な対応等について様式3に記載する。

教職員のメンタルヘルス不調が把握された場合にあっては、校長は産業医の助言を得ながら必要に応じ、精神科医等と連携を図りつつ対応する。

- ⑧ 校長は、様式3の写しを健康福利課長及び人事主管課長並びに産業医に送付する。
- ⑨ 校長は、様式3を⑦により所要の事項を記載したときから5年間保存する。ただし、この間に教職員の異動があったときは、当該教職員に係る様式3を転任校の校長へ引き継ぐものとする。

(4) 面接指導の実施期限

原則として該当月の翌月の末日までに完了する。

(5) 教職員の希望する医師による面接指導

- ① 面接指導を受けることの申出をした教職員が産業医による面接指導を受けることを希望しない場合は、

他の医師が行う２の（３）の⑤に相当する面接指導を受け、次に掲げる事項を記載した医師の面接指導結果等の報告書を校長に提出することができる。

- ア 実施年月日
- イ 教職員の氏名
- ウ 面接指導を行った医師の氏名
- エ 疲労の蓄積の状況
- オ 心身の状況
- カ 本人への指導内容

- ② ２の（３）の⑦～⑨の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、これらの規定中「様式３」とあるのは、「面接指導結果等の報告書」と読み替えるものとする。

３ 臨時の健康診断

（１）臨時の健康診断対象者

産業医が面接指導を行い、臨時の健康診断が必要と認めた教職員

（２）実施手順

- ① 産業医は、臨時の健康診断を受ける必要があると認めた場合、様式３により校長に通知する。
- ② 校長は、産業医が決定した検査項目について、臨時の健康診断の実施医療機関及び日程等を決定し、当該教職員に通知するとともに、健康福利課長に速やかに連絡する。
- ③ 教職員は、実施医療機関において臨時の健康診断を受診し、受診結果を校長に提出する。
- ④ 校長は、様式３に教職員から提出された受診結果の写しを添えて産業医に送付する。
- ⑤ 校長は、面接指導の日程等を調整し、教職員に通知する。
- ⑥ 産業医は、臨時の健康診断の受診結果に基づき、再度必要な面接指導を行う。
- ⑦ 産業医は、面接指導内容を様式３に記録し、校長に送付する。
- ⑧ 校長は、産業医の面接指導内容を踏まえて、教職員の健康管理についての改善内容・具体的な対応等について様式３に記載する。
- ⑨ 校長は、様式３の写しを健康福利課長及び人事主管課長並びに産業医に送付する。
- ⑩ 校長は、様式３に③の受診結果を添付し、⑧により所要の事項を記載したときから５年間保存する。ただし、この間に教職員の異動があったときは、当該教職員に係る様式３を転任校の校長へ引き継ぐものとする。

４ サービスの取扱い及び費用負担について

次に掲げる項目については公務扱いとし、県が費用負担する。

ア 産業医による教職員への面接指導

イ 産業医が必要と認めた臨時の健康診断の受診

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 6 日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。